

印鑑レス特約

1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合することに代えて、次の方法により行う取引（以下、「印鑑レス取引」といいます。）に適用されるものとします。
- ① キャッシュカードを所定の機器に読み取らせ、入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法で照合する方法（以下、「カード暗証照合」といいます。）
 - ② キャッシュカードを所定の機器に読み取らせ、みずほダイレクトアプリ利用規定第3条第6項に定める生体認証機能を用いて認証が行われたことを確認する方法（以下、「ダイレクトアプリ認証」といいます。）
 - ③ 複数の本人確認書類の提示、生体情報との照合その他の当行所定の方法をもって正当な取引であることを確認する方法（以下、「特殊な認証」といいます。）
- (2) 本特約は、当行が定める各取引に係る規定（以下「原規定」といいます。）と一体として取り扱われるものとし、原規定と本特約とで相違がある場合には本特約が優先して適用されるものとします。
- (3) 印鑑レス取引の対象となる取引は、次に定める取引のうち、当行が相当と認めるものに限るものとします。
- ① 店頭設置されたテンキーパッドを用いて行うキャッシュカードが発行されている預金口座の払戻し、口座解約各種取引・申込・届出等（但し、みずほキャッシュカード規定（個人のお客さま用）第1条第5項および第10条第1項、みずほ貯蓄預金キャッシュカード規定第1条第5項および第10条第1項、みずほキャッシュカード（貯蓄預金一体型）規定第1条第1項 e.および第10条第1項、ならびにみずほ銀行カードローン規定第1条第5項および第8条第1項に定める取引を除きます。）
 - ② 店頭設置されたテンキーパッドを用いて行う普通預金についてキャッシュカードが発行されている総合口座取引に係る定期預金等の払戻し、口座解約、各種取引・申込・届出等（但し、みずほキャッシュカード規定（個人のお客さま用）第1条第5項および第10条第1項、みずほ貯蓄預金キャッシュカード規定第1条第5項および第10条第1項、みずほキャッシュカード（貯蓄預金一体型）規定第1条第1項 e.および第10条第1項、みずほ銀行カードローン規定第1条第5項および第8条第1項に定める取引を除きます）
 - ③ 当行の店頭設置されたタブレットを利用して行う取引・申込・届出等、その他の当行所定の取引・申込・届出等

2. 印鑑レス取引の方法

- (1) 当行の店頭設置されているタブレットを利用した印鑑レス取引は、カード暗証照合またはダイレクトアプリ認証により取引を行います。
- (2) 当行の店頭設置されているテンキーパッドを利用した印鑑レス取引は、カード暗証照合により取引を行います。
- (3) 印鑑レス取引においては、カード暗証照合またはダイレクトアプリ認証に加え、当行所定の本人確認書類の提示または届出印（届出印がない場合には当行が相当と認める印鑑）の所定の書類等への押印のいずれかまたは両方を求めることがあります。この場合、これらの本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。
- (4) ダイレクトアプリ認証で取引を行う場合には、ダイレクトアプリの利用が必要となります。ダイレクトアプリが利用できない状態では、ダイレクトアプリ認証による印鑑レス取引を行うことはできません。

- (5) 特殊な認証は、機器の故障その他の理由によりキャッシュカードを所定の機器に読み取らせることができず、かつ、当行がやむを得ないと認める場合に限り、用いることができるものとします。当行が特に認める場合を除き、特殊な認証により印鑑レス取引を用いることはできません。

3. 印鑑レス取引を行うことができない場合

- (1) 次に定める場合においては、印鑑レス取引を行うことはできません。
- ① 本特約の定める要件を充足していない場合
 - ② 原規定または本特約に違反している場合
 - ③ 法令等により印鑑の押印が必要な取引を行う場合
 - ④ 天災地変、停電、障害や機器の故障等によりカード暗証照合、ダイレクトアプリ認証を利用することができない場合
 - ⑤ 当行が印鑑レス取引を行うことが相当でないと判断した場合
- (2) 前項各号の場合に生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 印鑑レス口座

- (1) 次の方法により口座開設の申込を行い、かつ、当該申込にかかる普通預金取引、総合口座取引に係る普通預金および定期預金について印鑑レス取引のみを行う旨を申告いただいた場合には、当該普通預金、総合口座取引に係る普通預金および定期預金については、印鑑レス取引のみを行うことができる預金口座（以下、「印鑑レス口座」といいます。）として取り扱います。なお、「みずほ口座開設 & 手続きアプリ」により口座開設を申し込んだ場合は印鑑レス口座の開設を申し出たものとして取り扱うものとします。
- ① 当行の店頭に設置したタブレットを利用した普通預金取引および総合口座取引の申込
 - ② 「みずほ口座開設 & 手続きアプリ」を利用した普通預金取引および総合口座取引の申込
 - ③ 「Web 口座開設」を利用した普通預金取引および総合口座取引の申込
- (2) 印鑑レス口座では、キャッシュカードの発行を必須といたします。印鑑レス口座を保有している間においては、キャッシュカードを解約してはならないものとします。但し、当行が原規定等に基づきこれらを解約した場合はこの限りではありません。
- (3) 印鑑レス口座で各種料金等の自動支払い（預金口座振替）を行う場合には、カード暗証照合またはダイレクトアプリ認証を利用して申し込むものとします。カード暗証照合またはダイレクトアプリ認証が利用できない場合には、お客さまの届出の連絡先にショートメッセージ（SMS）を送信し取引について確認させていただくことがありますので、SMS が利用できる電話番号を届け出てください。また、届出のあった電話番号にあててショートメッセージ（SMS）を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 印鑑レス口座について、前各項の方法によらずに取引を行う必要があると当行が認める場合には、当行が認める取引に限り、当行が相当と認める印鑑の所定の書類等への押印、本人確認書類の提示等、当行所定の方法で取引をすることができるものとします。なお、この場合には当行はお客さまの届出の連絡先に電話または書面やショートメッセージ(SMS)を送信し取引について確認させていただくことがあります。お客さまは、お心当たりのない取引については、速やかに当行へ連絡するものとします。

5. 印鑑レス取引の停止等

- (1) 当行は、以下の事由がある場合には、印鑑レス口座に関する取引を含め、印鑑レス取引の適用を停止することがあります。
- ① お客さまが本特約に違反するなど、当行が印鑑レス取引の停止を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ② 住所や連絡先の変更等を行わなかったなど、当行にとってお客さまの所在ないし連絡先が不明となったとき
 - ③ 印鑑レス取引が、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用される恐れがあると当行が判断したとき
 - ④ その他印鑑レス取引を利用いただくことが不適當であると当行が判断したとき
- (2) 当行は、印鑑レス取引の継続的な提供に支障があると判断したとき、その他必要と認めたときは、提供を中止し、または打ち切ることがあります。
- (3) 印鑑レス口座について当行が印鑑レス取り扱いの適用を一時的に停止、または提供を中止し、若しくは打ち切ることとした場合には、速やかに印鑑等当行が指定する事項を届け出ていただきます。この届出がなされるまでは、当行が特に認める取引を除いて、取引をすることはできません。また、これらの場合に、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

6. 免責事項

- (1) 印鑑レス取引において、届出印の照合に代わりカード暗証照合、ダイレクトアプリ認証または特殊な認証により本人に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの取引につき事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 携帯電話は他人に使用されないように保管してください。また、携帯電話のパスコード等は、他人に推測されやすい符号等の利用を避け、他人に知られないように管理してください。
- (3) 携帯電話の喪失・盗難・盗用等があったとき、または第4条第3項により当行に届け出た携帯電話番号に変更があったときは、直ちに当行所定の方法で届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 特約の変更等

- (1) 本特約を改定する場合は、改定内容を当行本支店の窓口またはATMコーナーにおいてポスター、チラシ等にて告知し、または、当行ホームページに掲載して告知することとします。
- (2) 前項の変更は、告知の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上